

## 堺市国民健康保険料率等の改定に係る 諮問を行いました

堺市では、本日、市長から堺市国民健康保険運営協議会に以下の事項について諮問しました。

今後、同運営協議会から、1 月下旬までに答申を得た上で、令和 5 年第 1 回市議会（定例会）に条例改正を提案し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する予定です。

### 内容

#### 第 1 諮問事項について

##### 1 賦課限度額の改定について

- ①基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、650,000 円とする。
- ②後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、200,000 円とする。

##### 2 令和 5 年度分の国民健康保険料に係る特例について

###### ①基礎賦課額

所得割の料率を 1000 分の 85.0、被保険者均等割の額を 29,083 円、世帯別平等割の額を 30,824 円とする。

###### ②後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合は、所得割を 100 分の 45.55、被保険者均等割を 100 分の 32.69、世帯別平等割を 100 分の 21.76 とし、保険料率を算定する。

###### ③介護納付金賦課額

賦課割合は、所得割を 100 分の 43.95、被保険者均等割を 100 分の 56.05 とし、保険料率を算定する。

##### 3 施行期日について

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とする。

#### 第 2 諮問理由について

##### 1 保険料率及び賦課限度額について

平成 30 年 4 月 1 日からの国保広域化に伴って、保険料率及び賦課限度額は原則として府内統一保険料率に合わせている。ただし、平成 30 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間の激変緩和措置が認められているため、平成 30 年度から引き続いて令和 5 年度も、以下に示す本市独自の激変緩和措置によって、被保険者の負担の急激な増加の抑制を図るものである。

## 2 本市独自の激変緩和措置について

- ①基金繰入等によって、基礎賦課額の保険料の負担増を抑制する。
- ②後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の賦課割合の段階的変更によって、低所得者層の負担増を抑制する。

## 第3 その他

後期高齢者支援分・介護分保険料率は、堺市国民健康保険条例に基づき、告示する。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 電 話：072-228-7522 ファックス：072-222-1452
----------------------------	---

令和5年度国民健康保険料率等（案）

○医療分

	令和4年度	令和5年度	増減
所得割率	83.9/1000	85.0/1000	1.1/1000
均等割額	25,560円	29,083円	3,523円
平等割額	28,481円	30,824円	2,343円
賦課限度額	63万円	65万円	2万円

(参考)

府内統一	
令和4年度	令和5年度
87.1/1000	91.8/1000
31,854円	33,730円
32,105円	33,698円
63万円	65万円

○支援分

	令和4年度	令和5年度	増減
所得割率	28.0/1000	30.4/1000	2.4/1000
均等割額	9,272円	10,528円	1,256円
平等割額	9,963円	10,969円	1,006円
賦課限度額	19万円	20万円	1万円

府内統一	
令和4年度	令和5年度
26.6/1000	29.7/1000
9,426円	10,584円
9,500円	10,574円
19万円	20万円

○医療分+支援分（合計）

	令和4年度	令和5年度	増減
所得割率	111.9/1000	115.4/1000	3.5/1000
均等割額	34,832円	39,611円	4,779円
平等割額	38,444円	41,793円	3,349円
賦課限度額	82万円	85万円	3万円

府内統一	
令和4年度	令和5年度
113.7/1000	121.5/1000
41,280円	44,314円
41,605円	44,272円
82万円	85万円

○介護分（40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課）

	令和4年度	令和5年度	増減
所得割率	26.2/1000	26.0/1000	△0.2/1000
均等割額	17,968円	19,520円	1,552円
賦課限度額	17万円	17万円	0万円

府内統一	
令和4年度	令和5年度
24.8/1000	26.1/1000
18,306円	19,552円
17万円	17万円

○一人当たり保険料額

	令和4年度	令和5年度	増減
一人当たり 保険料額	97,176円	106,500円	9,324円 9.59%

府内統一	
令和4年度	令和5年度
103,675円	113,447円